

国際スポーツ仲裁に関わって12年

日本学士院会員・東北大学名誉教授・弁護士 小田 滋
弁護士 神谷 宗之介

I まえがき：1994年の国際スポーツ仲裁理事会（ICAS）の成立

1. 「スポーツ仲裁」という概念は新しい。これまでのスポーツの歴史と伝統のなかでスポーツに関する様々な紛争が実際にはどのような解決をされてきたのか。日本の場合、ごく最近までは、スポーツ行事をめぐるなんらかの争いがあったとしても、話し合いによって解決されることで、それが法的な処理に委ねられる、あるいは第三者の判断による解決というような経過を辿ることは事実上はなかったのではないだろうか。しかしそのような日本の風潮は別にして、欧米においてもスポーツ界における紛争の法的処理が一般の裁判所で行われることは以前からあったとしても、「スポーツ紛争の解決には独自の方式を」ということが意識されてきたのはようやく四半世紀前頃からのことである。

欧米における「スポーツ仲裁」という構想は1984年に始まる。スポーツ世界の特殊な必要にふさわしい紛争解決の法的手段を当事者

に提供するために、スポーツ仲裁裁判所（CAS）がいかなるスポーツ団体からも独立のものとして、この年、国際オリンピック委員会（IOC）の肝入りでスイスのロザンヌに設立された。その年、「CAS規程」および「規則」が制定され、100名足らずの「スポーツ仲裁人名簿」が用意された。コーチの契約期間、放送権契約、スポンサー契約などをめぐる問題あるいはドーピングについての競技団体の決定について選手と競技団体のトラブル、さらに競技団体相互のトラブルを法的に解決するため紛争の当事者は合意によってこの「スポーツ仲裁」を利用することができた。CASは1984年から10年の間にかなりの数の仲裁裁定を行ってきた。しかしCASは制度上はあくまでIOCの下部機関に過ぎなかった。「スポーツ仲裁人名簿」に日本人の名前はなかった。そうしてこの「スポーツ仲裁」自体が日本で知られることはほとんどなかったのである。

2. このスポーツ関連の仲裁が本格的に制度化されたのは1994年の秋の国際スポーツ仲裁理

事会（I C A S）の設立以来のことである。いわば「司法の独立」という意味でC A Sに独立性をもたせるために、これをI O Cから分離した管理機構としてのI C A Sのもとに置こうとする意図に出たものであった。当時サマランチ会長の絶大な信頼のもとでI O Cの委員として長くI O Cの法律問題を一手に扱ってきたセネガルのムバイエの発想になると言われる。ムバイエはアフリカのフランス植民地セネガルで1924年の生まれであった。1970年代にセネガルの最高裁長官をつとめ、その時からI O Cの委員であり、1982年国連によって国際司法裁判所（I C J）の裁判官に選出された後もI O C委員の任務は続いていた。彼は1991年に9年の任期を終えてI C Jを去ってからは一層いわゆるオリンピック・ムーヴメントに専心した。

ムバイエはフランス的教養を身につけた紳士であった。私と全く同年であった。1980年代のはじめころにはアメリカの民間団体の主催する国際人権問題についての会議のために欧米各地での席を共にする機会を重ねて以来、当時すでにI C Jの裁判官になっていた私は彼との親交を結んだ。彼が1982年私より6年遅れてI C Jに加わってからは裁判所の同僚として一層緊密な交わりであった。とりわけ裁判所における数少ないゴルファーとして、北ヨーロッパの日の長い夏のころはほとんど毎日のようにハーグ郊外の名門ワッセナーのゴルフ場で勤務後の一時を過ごすのが常であった。彼は1998年の冬季オリンピックの開催を決定したバーミンガムのI O C総会に先立って、「自分は長野に入れる」と私に語ってく

れる親日家でもあった。そのムバイエの誘いで私は1994年のI C A Sの創設にも関わることになったのである。

3. ムバイエと私はI O C指名の4名の創始理事のなかにあった。それから12年、その間に私自身も2003年には3期27年を終えてI C Jを退任していたが、I C A Sの理事の任務は彼の強い要請でそのまま続けてきた。しかし加齢のために理事の任期4年を3期つとめた末の2006年の12月をもって退任のことが11月のマレーシアのクアラルンプールの理事会で認められた。この理事会の席に理事長であるムバイエの姿はなかった。健康を害して、ということであった。そうして1カ月後、彼は2007年の1月にパリで亡くなった。享年82歳、ムバイエなくして国際スポーツ仲裁はもともとあり得なかったと言って過言ではない。

彼と私、そうしてももちろん他の何人かの理事は1994年のI C A Sの創立以来ともに歩んだ12年であった。今顧みて、全くこの分野に素人であった私がともかく大過なく勤めたのはムバイエを初めとする同僚理事の友情のおかげであった。私の退任のあとのI O C指名の理事ポストにはシンガポールのきわめてシニアな弁護士ファンがついた。死亡したムバイエのあとの理事長職には2007年5月のロザンヌにおける理事会でI C A S設立以来第1副理事長をつとめていたイタリアの弁護士オーレッタが選ばれた。A S O I F（オリンピック夏季大会競技団体連合）から推されていた創始理事のひとりである。

